

○消防団員等公務災害補償責任共済契約書

昭 34. 4. 1 契約締結

大和川右岸水防事務組合を甲とし、消防団員等公務災害補償責任共済基金を乙とし、甲は、消防団員等公務災害補償責任共済基金法第9条の規定に基き、乙との間に別紙約款の条項に従い、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した。この契約の証しとして、本書2通を作り、当事者署名、なつ印して、各1通を保存する。

昭和34年4月1日

大阪市住吉区墨江中8丁目39番地

甲 大和川右岸水防事務組合管理者  
大阪市長 中井光次

東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番地

乙 消防団員等公務災害補償責任共済基金  
理事長 高橋雄豹

別 紙

消防団員等公務災害補償責任共済契約約款

(総 則)

第1条 本水防事務組合（以下「甲」という。）は、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の規定に基き、消防団員等公務災害補償責任共済基金（以下「乙」という。）との間に、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結する。

(契約の目的)

第2条 この契約は、甲の水防団員等公務災害補償に関する支払責任を共済し、もって補償の的確な実施を図ることを目的とする。

(契約の効力)

第3条 この契約は、期間を定めず、かつ、解除されることがないものと

する。

(甲の掛金、乙の支払等)

第4条 甲の乙に対する支払請求の手續、掛金の支払手續及び掛金の額並びに乙の甲に対する支払手續、支払額及び支払責任については、消防団員等公務災害補償責任共済基金法又はこれに基き、若しくはこれを実施するために制定された命令及び消防団員等公務災害補償責任共済基金定款の定めるところによる。

(乙の権限)

第5条 甲に対する乙の権限及び返還要求については、消防団員等公務災害補償責任共済基金法又はこれに基き、若しくはこれを実施するために制定された命令及び消防団員等公務災害補償責任共済基金定款の定めるところによる。

(法令に改正があった場合の措置)

第6条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法又はこれに基き、若しくはこれを実施するために制定された命令及び消防団員等公務災害補償責任共済基金定款に改正があった場合においては、前2条に規定する事項については、改正された同法又は同令及び同定款の定めるところによるものとする。